

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 <u>スポーツ庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（ゴルフ場利用税）</span>	
要望項目名	ゴルフ場利用税の在り方の見直し	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>—</li> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul> スポーツを行う中で唯一ゴルフのみに課税されている「ゴルフ場利用税」の在り方を見直すことが必要。	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	地方税法第75条、第75条の2、第75条の3、第76条、第103条、附則第12条の2関係	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — <span style="float: right;">（単位：百万円）</span>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>スポーツの中で唯一、ゴルフにのみ課税されている状態であり、他のスポーツと同様に課税対象とすることなく、公平に行える環境を整えることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【スポーツ基本法との関係】スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第1項では、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」と規定され、生涯スポーツ社会の実現が法律上認められた。また、同法第8条では、「政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。」と規定されており、税制上もゴルフを取り巻く社会状況の変化に応じて適切に見直す必要がある。</p> <p>【生涯スポーツ社会の実現】国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全かつ平等にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現と、それによる生涯にわたる心身ともに健康で文化的な生活の実現に資すること、そしてスポーツとしてのゴルフの振興を図ることが必要である。</p> <p>【オリンピック憲章に基づく差別の解消】オリンピック憲章においては「スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。」とされている。ゴルフ競技についても他の競技と同様に課税対象とすることなく、選手が公平に参加できる環境を整える必要がある。</p> <p>【一般財源となる税制度との関係】ゴルフ場利用税は、その税収が地方公共団体の一般財源となり、地方税法上、税収の用途はゴルフ振興に限定されておらず、例えば、ゴルフの振興を通じた地域振興の好循環に誘導できない。</p> <p>【ゴルフを取り巻く社会状況の変化への対応】ゴルフは2016年のオリンピック競技大会リオデジャネイロ大会から正式競技に復帰し、また、1999年からは国民体育大会の正式種目になるなど、競技スポーツとして国内的・国際的にも広く認知されている。一方、国内のゴルフ人口は平成3年の約1700万人から平成28年の約890万人に、若い世代を中心に半数近く減少し、ゴルフ場は平成14年度の2,460ヶ所から平成30年度の2,249ヶ所に減少していることから、ゴルフ場の閉鎖を防止しゴルフ場を活用した地域の振興を図るとともに、ゴルフ人口の増加の方策を検討する必要がある。</p>	
ページ		1 - 1

	<p>【地方自治体と共同して行う、ゴルフ振興策の検討・実施】本税は地方自治体の貴重な財源になっていることにも留意して、ゴルフ関係団体を中心に、ゴルフ振興策を検討・実施出来る体制を整えた上で、ゴルフ振興と地域振興の将来像を見据えた5カ年計画を策定し、関係自治体、関係省庁とともにゴルフ振興方策を検討・実施していくことで、地域経済の活性化を図っていく必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 11 スポーツの振興 政策目標 11-1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ 参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
	政策の達成目標	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	○成人の週1回以上のスポーツ実施率：53.6% ○成人の週3回以上のスポーツ実施率：27.0% ○成人で過去1年間にスポーツを行った者の割合81.4% （スポーツ庁 令和元年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」）
有効性	要望の措置の適用見込み	○適用対象：66,854,657人 対象施設：2,249施設 （総務省 「平成30年度 道府県税の課税状況等に関する調」）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	○平成15年度のゴルフ場利用税の一部非課税措置の導入以来、非課税措置適用者は約411万人（平成15年度）→約1,802万人（平成30年度）に、総利用者数に占める割合は4.6%（平成15年度）→21.23%（平成30年度）に増加しており、ゴルフ場利用税の在り方を見直していくことはゴルフ場利用者の増加に効果があり、スポーツ実施率の向上及びゴルフの振興につながると考えられる。 ○ゴルフ場利用税が廃止された場合、ゴルフのプレー回数増やゴルフ用品の購入など、廃止分をゴルフ関係に活用すると回答したゴルファーは85%であった（ゴルフダイジェスト・オンラインによるアンケート調査（平成28年度実施））。非課税となったプレーヤーの多くは、こうした形で活用することが想定され、ゴルフ場利用税の在り方を見直していくことにより、一層のゴルフ振興が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○文部科学省の実施する政策評価における施策目標（令和元年度文部科学省政策評価実施計画） 「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」 ・令和元年度予算額：1,840,695千円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置においては、スポーツ基本計画に重要事項として位置づけられている、スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大のための環境整備を促進すると共に、先進事例の開発等を行っている。 一方で、ゴルフ場利用税の見直しを行うことを通じたゴルフプレー人口の増加により、スポーツ基本計画上も記載されているスポーツ参画人口の拡大に寄与し、究極的な目標としての生涯スポーツ社会の実現をさせるものである。
	要望の措置の妥当性	○平成元年4月の消費税創設時に廃止された娯楽施設利用税のうち、スポーツの中でゴルフ場の利用にのみ課税が存続し、消費税との二重課税となっている。 ○生涯スポーツ人口の増加を政策目標としており、本要望におけるゴルフ場利用税の見直しと相まって、目標を達成しようとするものである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成30年度 非課税利用人員 18,020千人 減収額(※) 11,677百万円  平成29年度 非課税利用人員 16,776千人 減収額(※) 10,904百万円  平成28年度 非課税利用人員 15,681千人 減収額(※) 10,271百万円  平成27年度 非課税利用人員 15,589千人 減収額(※) 10,273百万円  平成26年度 非課税利用人員 14,845千人 減収額(※) 9,916百万円  (※) 非課税利用人員に利用者1人当たりの利用税額を掛けた値。  (総務省 「道府県税の課税状況等に関する調」、(一社)日本ゴルフ場経営者協会「ゴルフ場利用税の課税状況からみたゴルフ場の数・利用者数等」(2019年10月))</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成15年度に非課税措置が創設されてから、非課税措置の対象となる利用者は、18歳未満の増加率が2.58倍、70歳以上の増加率が4.63倍に増加しており、非課税措置は利用者増に寄与する要素であると考えられる。なお、課税利用者は21%の減少という結果が出ている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>(1) 平成元年度、消費税創設に伴い娯楽施設利用税が課税対象をゴルフ場に限定され「ゴルフ場利用税」と改称される。  (2) 平成15年度税制改正要望において以下の者について地方税法上の非課税措置が規定される。  ① 年齢18歳未満の者  ② 年齢70歳以上の者  ③ 障害者  ④ 国体のゴルフ競技に参加する選手  ⑤ 学生、生徒等やその引率をする教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合  (3) 平成25～28年度税制改正要望で廃止を要望。  (4) 平成29年度税制改正要望で廃止を要望。平成29年度税制改正大綱の「第三 検討事項」に「15 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」と記載される。  (5) 平成30年度税制改正要望で廃止を要望。平成30年度税制改正大綱の「第三 検討事項」に「11 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」と記載される。  (6) 平成31年度税制改正要望で廃止を要望。平成31年度税制改正大綱の「第三 検討事項」に「10 ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」と記載される。  (7) 令和2年度税制改正要望において、以下の者について地方税法上の非課税措置が規定される。  ① オリンピックを含む、国際競技大会出場選手  ② 公式練習時の国体競技参加選手</p>